8．資産除去債務に関する注記

⑴　資産除去債務とは、当該有形固定資産の除去に関して、法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。

対象としては､本学に存在する有害物質の有無及び除去費用に関する財源措置の有無等を鑑み、以下のとおりとする。

①　「石綿障害予防規則」を根拠とするアスベスト

②　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を根拠とするコンクリートガラ

③　その他個別契約を根拠とする原状回復義務

⑵　支出発生までの見込期間については、本学における有形固定資産の減価償却の会計処理方法である法人税法に基づく耐用年数とする。

割引率については、財務省が公開する国債金利情報のうち、財務諸表作成年度が経過した後に訪れる最初の公開基準日の金利を採用する。ただし、当該情報にない期間の金利については、別に積算することとする。

⑶　当事業年度期首における資産除去債務は360,363千円であり、建物の使用による資産除去債務についての時の経過による当期増加額は1,830千円、資産除去債務の履行による当期減少額は－千円、期末残高は362,194千円であった。

9．収益認識に関する注記

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

⑴　収益の情報分解

当法人は教育・研究業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、国立大学法人法第33条の３における土地等の貸付け等による財産貸付料収益52,780千円であった。また、検定料収益は58,213千円である。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「５．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項無し

10．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記

⑴　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用		
①　損益計算書上の費用	7,894,785	
②　（控除）自己収入等	－2,677,836	
業務費用合計		5,216,948
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		775,986
Ⅲ　機会費用		
政府出資等の機会費用	1,060,672	1,060,672
Ⅳ　（控除）国庫納付額		―
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		7,053,607

⑵　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算している。

11．重要な後発事象

該当事項無し

国立大学法人名古屋工業大学令和７事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、国立大学法人名古屋工業大学令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月16日

愛知県名古屋市昭和区御器所町字木市29番
国立大学法人名古屋工業大学
学長　小畑　　誠

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）　（単位：千円）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
1　有形固定資産		
土地		15,124,160
建物	27,084,792	
減価償却累計額	△ 15,168,377	
減損損失累計額	△ 4,609	11,911,805
構築物	1,602,947	
減価償却累計額	△ 1,067,225	535,721
機械装置	204,914	
減価償却累計額	△ 180,122	24,791
工具器具備品	17,130,154	
減価償却累計額	△ 14,772,181	2,357,973
図書		3,902,703
美術品・収蔵品		48,611
船舶	49,790	
減価償却累計額	△ 44,763	5,026
車両運搬具	3,735	
減価償却累計額	△ 3,735	0
建設仮勘定		32,252
有形固定資産合計		33,943,045
2　無形固定資産		
特許権		15,160
ソフトウェア		17,020
電話加入権		936
特許権仮勘定		21,209
商標権仮勘定		389
無形固定資産合計		54,716